【資料４】

がん診療連携拠点病院等の整備指針（指定要件）の見直しに伴う都のがん診療提供体制について

がん診療連携拠点病院等の整備指針（指定要件）の見直しについて

国は、がん対策推進基本計画の中間評価、各都道府県における地域医療構想・医療計画の見直し時期との整合性を図るため、令和10年度に予定していた「がん診療連携拠点病院等の整備指針の見直し」を２年前倒し、新たな整備指針を令和８年７月中に公表予定

2040年を見据えたがん医療提供体制の構築に向け、がん診療連携拠点病院等（成人）、がんゲノム医療中核拠点病院等、小児がん拠点病院等の役割分担と連携を明確にする方向で検討

成人　拠点病院に求められる水準の段階的な引き上げ

手術療法　：外科医の減少を踏まえ、持続可能な体制確保のため、年間400件以上の実績要件の必須化※
放射線療法：患者数や治療装置数の地域差を踏まえ、治療装置配置の適正化と集約化を推進、年間200人以上の実績要件の必須化※
設備や人員配置の情報把握、公表
薬物療法　：質の高い医療提供の観点から、がんゲノム医療の実施体制との連動を強化、拠点病院におけるゲノム医療実施の必須化※
その他　　：現指定要件で「望ましい」とされている要件のうち充足率が一定水準に達しているものについて必須要件化

※診療実績のカバー率基準の廃止、ゲノム医療実施の必須化は次回改正時（令和11年度）まで「望ましい」とされる予定
※カバー率基準：当該が医療圏に居住するがん患者のうち、２割程度について診療実績があること

ゲノム　質の高いゲノム医療体制の構築

がんゲノム医療拠点病院を新たに都道府県の拠点として位置づけ
・都道府県の拠点として質の高いがんゲノム医療提供体制を確保
・人材育成、連携病院の質の確保
・都道府県がんゲノム医療連携協議会の設置　等

小児　拠点病院を中心としたネットワーク体制の構築

都道府県小児がん拠点病院の新設
・都道府県における小児がん医療連携体制の確保、人材育成
・長期フォローアップの医療連携体制を確保
・都道府県小児がん診療連携協議会の設置

成人・小児・ゲノムの拠点病院等の整備指針見直しの今後のスケジュール

令和８年４月16日
第20回がん診療提供体制のあり方に関する検討会資料
一部加工

年度（令和）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
地域医療構想			新たな地域医療構想の検討（国）	ガイドラインの検討（国）	新たな地域医療構想の策定・取組 将来の方向性、将来の病床の必要量の推計 等	医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議、病床の機能分化・連携の協議 等								地域ごとの課題に対して一定の成果の確保	
医療計画	第7次		第8次医療計画						第9次医療計画						第10次
がん対策推進基本計画	3期	第4期がん対策推進基本計画							第5期がん対策推進基本計画					第6期	
都道府県がん対策推進計画	第3期	第4期がん対策推進計画							第5期がん対策推進計画						第6期
整備指針の見直し案	・指定の検討会（成人・小児・ゲノム） ・整備指針改定（成人・小児・ゲノム） ※2	指定期間（4年）			※3 ・指定の検討会（成人・小児・ゲノム） ・整備指針改定（成人・小児・ゲノム）	指定期間（3年）	※2	・指定の検討会（成人・小児・ゲノム） ・整備指針改定（成人・小児・ゲノム）	指定期間（3年）		※3 ・指定の検討会（成人・小児・ゲノム） ・整備指針改定（成人・小児・ゲノム）	指定期間（3年）	※2	・指定の検討会（成人・小児・ゲノム） ・整備指針改定（成人・小児・ゲノム）	

整備指針の見直し案

成人：4年→3年サイクル※1
小児：4年→3年サイクル※1
ゲノム：4年→3年サイクル※1

※1 がん対策推進基本計画の中間評価の結果をうけ、3年を目途に整備指針の改訂を行う。なお、年に1回、現況報告書による指定要件の充足状況確認を行う。
※2 次期がん対策推進基本計画の作成
※3 がん対策推進基本計画の中間評価

拠点病院の新規指定推薦・類型変更について　成人：毎年受け付けている　小児：検討会開催時に受け付けている　ゲノム：検討会開催時に受け付けている

がん診療連携拠点病院等・がんゲノム医療中核拠点病院等・小児がん拠点病院等の整備指針改定及び指定に向けたスケジュール

		令和８年										令和９年			
		3	4	5	6	7	8	9	１０	１１	１２	1	2	3	4
国	WG開催（指針改定の論点出し） がん診療提供体制のあり方に関する検討会	3/13 ゲノム 3/26 小児	4/16	5/14 成人											
	WG開催（関係学会・患者会の意見聴取）			5/28											
	WG開催（改定指針案提示）				6/23 小児	7/6 ゲノム 7/14 成人									
	がん診療提供体制のあり方に関する検討会 （WGからの報告）														
	新整備指針公表														
	新現況報告書様式配布														
	新現況報告書の回収（都道府県からの推薦）														
	新現況報告書の集計（都道府県への照会）														
	指定に関する検討会														
	令和９年度の新規指定・指定更新 新指定類型の適用開始														
東京都	がん医療部会（7/13）・がん対策推進協議会（7/30）														
	現況報告書の配布・回収（都⇔各拠点病院）						8月末 配布	9月末 回収							
	東京都がん診療連携拠点病院等選考委員会														
	国へ推薦書提出								10月末						
	国より指定書送付														

東京都の現在のがん診療提供体制

	【国制度】 がん診療連携 拠点病院等	【都制度】 東京都がん診療連携 拠点病院	【都制度】 東京都がん診療連携 協力病院（部位別）	【都制度】 東京都小児がん 診療病院
協議会	東京都がん診療連携協議会 事務局：駒込病院	―	―	―
概要	がん医療の均てん化を目指し、専門的ながん医療の提供等の役割を担う病院として、都道府県の推薦を踏まえて、厚生労働大臣が指定	「がん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する医療施設」として、都が指定する病院	がんの発症部位ごとに充実した診療機能を持つとして都が指定する病院	都内の小児がん拠点病院等との医療連携の推進を図り、小児がん患者に対し、速やかに適切な医療を提供することを目的として都が認定する病院
整備状況	都内３０か所 ①[都道府県がん診療連携拠点病院] ２か所 ②[地域がん診療連携拠点病院] ２７か所 ③[地域がん診療病院] １か所 ※この他、都内には国立がん研究センター中央病院（中央区）がある。	都内８か所	都内２２か所	都内１３か所
補助金	国１／２、都１／２	都１０／１０	なし	なし

がん診療連携拠点病院等の指定要件の見直しの方向性（案）

手術療法

・悪性腫瘍の手術件数に係る要件について、令和１１年度の整備指針改定の際に、カバー率に係る要件による代替は行わず、「年間４００件以上の実績を有すること」を必須要件とする。
・手術件数及び外科医の配置状況等の情報について、現況報告書を用いて報告
・都道府県がん診療連携協議会の求めに応じて必要な情報を都道府県がん診療連携協議会に報告、診療実績をウェブページ等を通じて公表

放射線療法

・放射線治療のべ患者数に係る要件について、令和１１年度の整備指針改定の際に、カバー率に係る要件による代替は行わず、「年間２００人以上の実績を有すること」を必須要件とする。
・放射線治療装置に関する情報（装置名、装置導入・更新時期）や放射線治療に携わる専門医等の配置状況、放射線治療件数等の情報について、現況報告書を用いて報告
・都道府県がん診療連携協議会の求めに応じて必要な情報を都道府県がん診療連携協議会に報告、診療実績をウェブページ等を通じて公表

薬物療法

・令和８年度の整備指針改定の際に、「がんゲノム医療中核拠点病院等として指定されていること」を望ましい要件とし、令和１１年度の整備指針改定の際に、がん診療連携拠点病院については、「がんゲノム医療中核拠点病院等として指定されていること」を必須要件とする。
・薬物療法件数及び薬物療法に携わる者の配置状況等の情報について、現況報告書を用いて報告
・都道府県がん診療連携協議会の求めに応じて必要な情報を都道府県がん診療連携協議会に報告、診療実績をウェブページ等を通じて公表

その他

・現行指針において「望ましい（＊）」要件及び「望ましい」要件のうち、要件充足率が一定数を超えている要件について経過措置を講じたうえで必須要件化する。

「望ましい（＊）」要件の充足状況について

令和８年５月１４日
第10回がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ資料　一部加工

「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日付け健発 0801第16号厚生労働省健康局長通知別添）

- 本指針において「望ましい（＊）」と定める要件については、次期の指定要件の改定において、必須要件とすることを念頭に置いたものであることに留意すること。

類型	分類	要件	充足率	
			令和4年度	令和7年度
Ⅱ　地域がん診療連携拠点病院の指定要件について	2　診療体制 （1）　診療機能	・　医療機関としてのBCPを策定することが望ましい（＊）。	95%	97%
	2　診療体制 （2）　診療従事者	・　放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師を2人以上配置することが望ましい（＊）。	97%	98%
		・　緩和ケアチームに協力する、公認心理師等の医療心理に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置することが望ましい（＊）。	76%	81%
	5　相談支援及び情報の収集提供 （1）　がん相談支援センター　※	・　外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問（必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含む）することができる体制を整備することが望ましい（＊）。	76%	93%
Ⅳ　都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について	2　都道府県における相談支援機能強化に向けた要件	・　がん相談支援センターに国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修（1）～（3）を修了した専従の相談支援に携わる者を2人以上配置することが望ましい（＊）。	73%	77%

令和4年度・令和7年度現況報告書を用いて令和8年4月1日時点のがん診療連携拠点病院等を対象にがん・疾病対策課において集計

※　都内のがん診療連携拠点病院（国指定）の2病院が未充足（令和7年現況報告）

「望ましい」要件の充足状況について

類型	分類	令和7年度の充足率が90%以上の「望ましい」要件	充足率	
			令和4年度	令和7年度
Ⅱ 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について	2 診療体制 (1) 診療機能	・術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施すること。その際、厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)へ登録していることが望ましい。※1	90%	95%
		・画像下治療(IVR)を提供することが望ましい。	94%	98%
		・緩和ケアの提供体制について緩和ケアチームへ情報を集約するために、がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアチームと各部署をつなぐ役割を担うリンクナースなどを配置することが望ましい。※2	90%	90%
	2 診療体制 (2) 診療従事者	・リハビリテーションに携わる専門的な知識および技能を有する医師を配置することが望ましい。	93%	94%
		・専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。なお当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	91%	92%
		・専任の細胞診断に係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置すること。なお当該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	97%	98%
		・がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する理学療法士を配置することが望ましい。	99%	99%
		・がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する作業療法士を配置することが望ましい。	95%	97%
		・がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する言語聴覚士を配置することが望ましい。	88%	94%
Ⅵ 地域がん診療病院の指定要件について	2 診療体制 (2) 診療従事者	・放射線治療を実施する場合には、放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師を2人以上配置すること。なお、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	100%	94%
		・専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置することが望ましい。	79%	90%
		・緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わるがん看護又は緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。	87%	90%
		・緩和ケアチームに協力する薬剤師を1人以上配置することが望ましい。	100%	100%
		・緩和ケアチームに協力する、社会福祉士等の相談支援に携わる者を1人以上配置することが望ましい。	91%	92%

令和4年度・7年度現況報告書を用いて令和8年4月1日時点のがん診療連携拠点病院等を対象にがん・疾病対策課において集計

※1 都内のがん診療連携拠点病院(国指定)の2病院が未充足　※2 都内のがん診療連携拠点病院(国指定)の4病院が未充足 (※1、※2ともに令和7年現況報告)

都におけるがんゲノム医療拠点病院・都道府県小児がん拠点病院の推薦の考え方

がんゲノム医療拠点病院

- 都には複数のがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院が集積しており、新たに都道府県の拠点に位置付けられる「がんゲノム医療拠点病院」を中心とし、都における質の高いがんゲノム医療提供体制の確保、人材育成及び連携病院の質の向上、都道府県がんゲノム医療連携協議会の運営等を担う体制を確保する必要がある。
- 推薦にあたっては、成人・小児、固形腫瘍・造血器腫瘍などの専門性を踏まえ、都全体で、がんゲノム医療ニーズに対応できる体制を確保する観点から、複数の医療機関を推薦することを想定
- 候補病院の選定に当たっては、指定要件の充足を前提として、役割分担や相互連携の状況、診療実績や専門性等を総合的に勘案し、東京都のがんゲノム医療提供体制のさらなる充実に資する観点から候補を選定する。

都道府県小児がん拠点病院

- 都はこれまでも「東京都小児がん診療病院」を中心とした協議会及び診療連携ネットワークを構築してきた。
- 新たに創設される「都道府県小児がん拠点病院」に求められる役割については、これまで都が進めてきた取組を基盤として移行、発展させていくことを想定
- 候補病院の選定に当たっては、指定要件の充足を前提として、これまでの診療実績等についてヒアリングを行い、複数の病院から意向があった場合には、役割分担や相互連携の状況を勘案し、東京都がん診療連携協議会と一層の連携を図ることにより、小児期からＡＹＡ世代、成人期まで切れ目のないがん医療提供体制の充実に資する観点から候補を選定する。

東京都がん診療連携拠点病院等選考委員会の意見を踏まえ国へ推薦

指定要件の見直し(案)　Ⅰ　がんゲノム医療中核拠点病院等の指定について③

令和８年７月６日
第９回がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ 資料

- がんゲノム医療拠点病院については、各都道府県におけるがんゲノム医療の診療拠点として、都道府県知事の推薦のもと原則として1か所整備する。がんゲノム医療拠点病院は、都道府県の拠点として、都道府県における質の高いがんゲノム医療提供体制を確保し、その推進を担う。

見直し(案)

2　がんゲノム医療拠点病院
がん患者が、どの都道府県においても適切な診断及び治療にアクセスできるよう、各都道府県の診療の拠点となる病院として、がんゲノム医療拠点病院を各都道府県に整備するものとする。

(1)指定について
がんゲノム医療拠点病院は、都道府県知事が推薦する医療機関について、がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認めるものを指定するものとする。がんゲノム医療拠点病院は、新規指定又は指定更新の際に、都道府県を通じて厚生労働大臣に意見書を提出することができる。
がんゲノム医療拠点病院は、原則として各都道府県1か所を整備するものとするが、がんゲノム医療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確であれば複数指定することも可能とする。なお、がんゲノム医療中核拠点病院として指定された医療機関が、都道府県知事の推薦の下、がんゲノム医療拠点病院として指定されることも可能とする。

(2)求める役割について
がんゲノム医療拠点病院は、都道府県の拠点として、都道府県における質の高いがんゲノム医療提供体制を確保し、その推進を担うとともに、次に掲げる事項について実施すること。また、がんゲノム医療拠点病院の管理者はその役割を果たす責務を負っていることを十分に認識し、関係者に対して必要な支援を行うこと。

ア　がんゲノム情報に基づく診療やがんに関する、治験・先進医療・患者申出療養その他臨床研究等の実施、新薬等の研究開発の分野において、がんゲノム医療中核拠点病院と協力し、がんゲノム医療の質の向上や充実、均てん化等に貢献すること。

イ　がんゲノム医療に関連する人材を育成するため、研修等の教育体制を整備すること。

ウ　がん患者のがん遺伝子パネル検査における一連の流れについて、自施設で実施できる機能を有すること。また、エキスパートパネルについて、必要に応じて、知見のある自施設の所属するエキスパートパネル連携グループに所属する病院に適切に依頼すること。

エ　院内の見やすい場所に、がんゲノム医療拠点病院としての指定を受けている旨の掲示をする等、がん患者に対し、必要な情報提供を行うこと。

オ　がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療連携病院と協力しながら、質の高いがんゲノム医療が適切に提供されるよう努めること。

※黒字で記載した要件は令和4年度整備指針において既に規定されている要件であり、赤字で記載した要件は今回新たに見直し又は追加を行った要件

令和８年度のがんゲノム拠点病院等の整備指針改定の概要（案）

- がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいてもがんゲノム医療を受けられるように、がんゲノム医療に関する拠点病院制度を見直すこととし、各都道府県にがんゲノム医療の推進を担うがんゲノム医療拠点病院（都道府県拠点）を都道府県の推薦に基づき指定し、ゲノム医療を提供できる病院の拡充に取り組む。
- ドラッグラグ・ドラッグロスの解消を図るため、国は、国際共同治験を含む研究開発の推進に必要な要件を満たす病院を、がんゲノム医療中核拠点病院として指定し、国際共同治験への参画を促し、FIH試験等の医療技術の開発を推進する。

現行

がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議

がんゲノム情報管理センター（C-CAT）と協働で設置

がんゲノム医療中核拠点病院

がんゲノム医療を牽引

- 国が10か所程度指定
- 自施設及びがんゲノム医療連携病院から依頼されたエキスパートパネルの実施が可能

がんゲノム医療拠点病院

がんゲノム医療を提供する機能を有する医療機関

- 国が30か所程度指定
- 自施設及びがんゲノム医療連携病院から依頼されたエキスパートパネルの実施が可能

エキスパートパネル実施可能がんゲノム医療連携病院

- 自施設の症例に限ってエキスパートパネルの実施が可能

がんゲノム医療連携病院

がん遺伝子パネル検査の出検とその結果に応じた医療を行う医療機関

- がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム拠点病院が指定
- がん診療連携拠点病院等もしくは小児がん拠点病院、又は小児がん連携病院の類型1－Aから指定
- 連携する中核拠点病院又は拠点病院にエキスパートパネルを依頼

改定後

がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議

がんゲノム情報管理センター（C-CAT）と協働で設置

がんゲノム医療中核拠点病院

がんゲノム医療を牽引するとともに、ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けて国際共同治験への参画やFIH試験等の医療技術の開発を推進

- 国が10か所程度指定
- エキスパートパネル連携グループ内の病院から依頼されたエキスパートパネルの実施が可能

都道府県がんゲノム医療連携協議会

がんゲノム医療拠点病院（都道府県拠点）

都道府県とともに都道府県がんゲノム医療連携協議会の運営を担い、ゲノム医療を提供できる病院の拡充に取組む。

- 各都道府県の推薦をもとに原則1か所国が指定
- エキスパートパネル連携グループ内の病院から依頼されたエキスパートパネルの実施が可能

エキスパートパネル実施可能がんゲノム医療連携病院

- 自施設の症例に限らずエキスパートパネル連携グループ内の病院から依頼されたエキスパートパネルの実施が可能

がんゲノム医療連携病院

がん遺伝子パネル検査の出検とその結果に応じた医療を行う医療機関

- がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム拠点病院が指定
- がん診療連携拠点病院等に限らず、ゲノム医療を提供可能な一定の要件を満たす病院から指定
- エキスパートパネル連携グループ内の病院にエキスパートパネルを依頼

令和８年6月２3日
第5回 小児がん拠点病院等の
指定要件に関する
ワーキンググループ 資料１

指定要件の見直し（案）　Ⅰ　小児がん拠点病院等の指定について⑤

- 各都道府県において、小児がん患者が適切に診断され、必要な医療へ円滑にアクセスできる体制を確保するとともに、治療後の長期フォローアップや地域での支援を切れ目なく受けられるようにする観点から、「都道府県小児がん拠点病院」の類型を新設する。

見直し（案）

3　都道府県小児がん拠点病院
小児がん患者が、どの都道府県においても適切な診断及び治療にアクセスできるよう、各都道府県の診療の拠点となる病院として、都道府県小児がん拠点病院を整備するものとする。

(1)指定について
都道府県小児がん拠点病院は、都道府県知事が推薦する医療機関について、指定の検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認めるものを指定するものとする。都道府県小児がん拠点病院は、新規指定又は指定更新の際に、都道府県を通じて厚生労働大臣に意見書を提出することができる。都道府県小児がん拠点病院は、原則として各都道府県1か所を整備するものとするが、小児がん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確であれば複数指定することも可能とする。なお、小児がん拠点病院として指定された医療機関が、都道府県の推薦の下、都道府県小児がん拠点病院として指定されることも可能とする。

(2)求める役割について
都道府県小児がん拠点病院は、治療方針を決定し、他施設と連携しながら標準的治療を提供する。ただし、標準的治療が確立されていないがん、再発・難治例については、小児がん拠点病院と連携し、診療情報を共有するとともに、必要に応じて、より専門的な診療を担う施設へ患者を適切に紹介し、専門的治療の終了後または病状の安定後には、地域の医療機関等へ円滑に逆紹介できる連携体制を整備すること。都道府県における小児がん医療連携体制の構築、人材育成、院内がん登録の実施、長期フォローアップ・移行期医療並びに療養支援の医療連携体制の構築等を担うこと。
都道府県は、当該都道府県及び近隣都道府県の小児がん拠点病院等やがん診療連携拠点病院等と連携し、小児がん診療の連携協力体制の整備に努めること。

※黒字で記載した要件は令和4年度整備指針において既に規定されている要件であり、赤字で記載した要件は今回新たに見直し又は追加を行った要件

小児がんの協議会の体制について

現在の東京都小児・ＡＹＡ世代がん診療連携協議会が扱う事項

【目的】
「東京都小児・ＡＹＡ世代がん診療連携ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を構築し、小児・ＡＹＡ世代がんに関して高度な診療提供体制を有している都内の医療機関の専門性を生かした診療連携体制を確立することで、小児・ＡＹＡ世代がん患者に対し、速やかに適切な医療を提供する。
なお、ネットワークとは、小児がん拠点病院、東京都小児がん診療病院、がん診療連携拠点病院等及びその他小児・ＡＹＡ世代がんに関する関係機関等によって構成される診療連携体制をいう。

ア 小児・ＡＹＡ世代がんに係る普及啓発の実施
イ 看護師向け研修会の開催
ウ 長期フォローアップ体制の構築に向けた検討
エ 小児がん患者に対する緩和ケア提供体制の構築に向けた検討
オ 小児緩和ケア研修会の開催
カ 症例検討の実施
キ 相談支援及び相談員向け研修会の開催
ク その他、目的を達成するために必要な事項

令和９年度以降の小児がん診療連携協議会における協議事項（案）

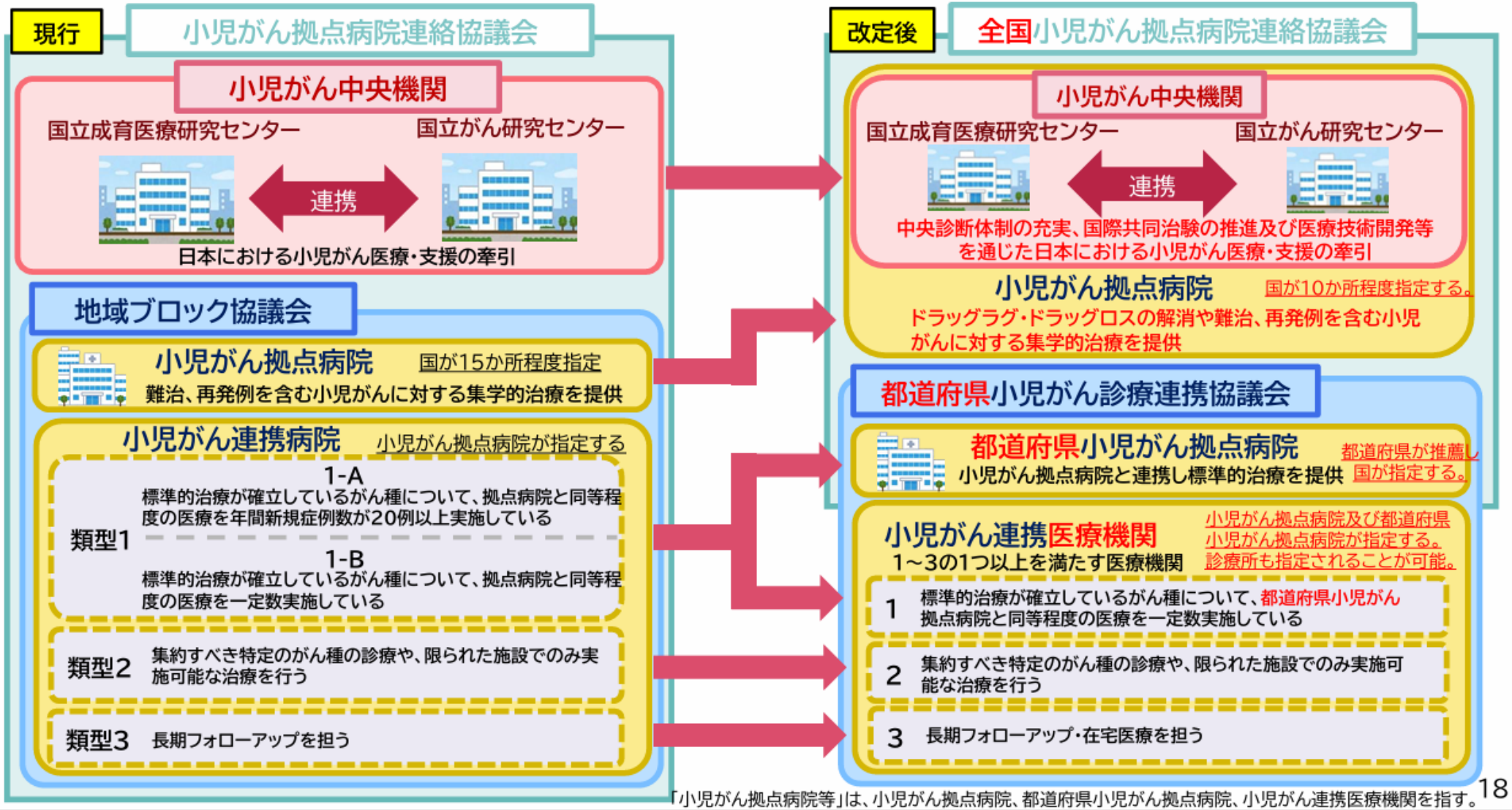
・以下のⅰ～viiiに掲げる事項を協議し、内容を公表

ⅰ 都道府県における小児・ＡＹＡ世代のがん医療及び支援の質の向上に努めること。
ⅱ 都道府県内の小児がん患者及びその家族・きょうだいに対し、身体的・精神的・社会的支援を含む全人的な医療及び支援を提供する体制を整備すること。
ⅲ 都道府県内のＡＹＡ世代の患者について、就学・就労等を含む多様なニーズに応じた医療及び支援を提供する体制を整備すること。
ⅳ 都道府県内の小児がん患者に対して標準的治療、緩和ケア、相談支援、療育・教育支援、セカンドオピニオン等について、必要な体制を整備すること。
ⅴ 都道府県内の小児がん拠点病院等と、役割分担及び連携を進め、居住地域によらず必要な医療及び支援を受けられる体制を整備すること。
ⅵ 長期フォローアップ及び円滑な移行期医療の提供に向けて、経過観察、晩期合併症、二次がん、相談支援等に対応可能な医療機関を一覧化し、地域の医療機関等との連携体制を整備すること。
ⅶ 相談支援に携わる者の連携体制を整備し、研修や情報共有等を通じて相談支援機能の充実を図ること。
ⅷ 感染症のまん延や災害時においても必要な小児がん医療を継続できるよう、都道府県におけるＢＣＰについて議論すること。

令和８年度の小児がん拠点病院等の整備指針改定概要（案）

令和８年6月２3日
第5回 小児がん拠点病院等の
指定要件に関する
ワーキンググループ 資料１

- 少子化が進行し、小児がん患者が減少する中、小児がん拠点病院を集約化することで今後も質の高いがん医療提供体制を確保する。各都道府県において、患者が適切な医療にアクセスできるよう都道府県小児がん拠点病院を新設するとともに、治療後に安心して暮らせるよう長期フォローアップの体制を整備する。



「小児がん拠点病院等」は、小児がん拠点病院、都道府県小児がん拠点病院、小児がん連携医療機関を指す。18

東京都の新しいがん診療提供体制（令和９年４月～）　案

	【国制度】 がん診療連携拠点 病院等	【都制度】 東京都がん診療連携 拠点病院	【都制度】 東京都がん診療連携 協力病院（部位別）	【国制度】 がんゲノム医療拠点病院	【国制度】 都道府県小児がん 拠点病院
協議会	東京都がん診療連携協議会 事務局：駒込病院	東京都がん診療連携協議会に参画	東京都がん診療連携協議会に参画	都道府県がんゲノム医療連携協議会（新設） ※がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院、がんゲノムがんゲノム医療連携病院等が参加 東京都がん診療連携協議会と連携	都道府県小児がん診療連携協議会（新設） ※都道府県小児がん拠点病院、小児がん連携医療機関等が参加 東京都がん診療連携協議会と連携
概要	がん医療の均てん化と高度医療の集約化を図り、専門的ながん医療の提供等の役割を担う病院として、都道府県の推薦を踏まえ、厚生労働大臣が指定	「がん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する医療施設」として都が指定する病院	がんの発症部位ごとに充実した診療機能を持つとして都が指定する病院	・都道府県の拠点として、質の高いがんゲノム医療提供体制を確保し、その推進を担う医療機関 ・都道府県の推薦を踏まえ厚生労働大臣が指定	・都道府県の拠点として、都道府県における小児がん医療・支援の中心 ・都道府県の推薦を踏まえ厚生労働大臣が指定
整備状況※	都内３０か所 ①[都道府県がん診療連携拠点病院] ２か所 ②[地域がん診療連携拠点病院] ２７か所 ③[地域がん診療病院] １か所 ※この他、都内には国立がん研究センター中央病院（中央区）がある。	都内８か所	都内２２か所	原則、都内１か所 （都道府県内の役割分担が明確であれば複数指定も可）	原則、都内１か所 （都道府県内の役割分担が明確であれば複数指定も可）
補助金	国１／２、都１／２	都１０／１０	なし	国が財政的支援を検討中	国が財政的支援を検討中

※がん診療連携拠点病院等、東京都がん診療連携拠点病院、東京都がん診療連携協力病院の整備状況は令和８年４月１日時点

東京都がん診療連携拠点病院の指定要件改正の考え方について

「東京都がん診療連携拠点病院」について

「がん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する医療施設」として都が指定する病院（令和８年４月１日現在 **８病院**）

・新たながん診療連携拠点病院等の整備指針（指定要件）の改正に伴い、「東京都がん診療連携拠点病院」の指定要件についても改正が必要

・これまでの改正では、**原則、国拠点病院の指定要件と同じ要件とするが、一定期間猶予を与えれば満たすことができる未充足については、経過措置を設ける等で対応**

・国において、指定要件の段階的引き上げが検討されているが、**ゲノム医療連携病院の指定などについては、病院の準備状況を踏まえ、令和11年度に予定される整備指針改定における必須要件化については、一定期間「望ましい要件」として取り扱うなどの経過措置を設けるなどの緩和措置を講じる必要がある。**

・経過措置期間中に要件充足状況を把握、評価し、「東京都がん診療連携協力病院」を含めた都独自の拠点病院制度の見直しを検討する。

がん診療連携拠点病院等の指定要件の見直しの方向性（案）における充足状況（現況報告データを集計）

診療実績

要件	令和７年度
院内がん登録数 （基準：年間500件以上）	**100.0%（8）**
悪性腫瘍の手術件数 （基準：年間400件以上）	**100.0%（8）**
がんに係る薬物療法のべ患者数 （基準：年間1,000人以上）	**100.0%（8）**
放射線治療のべ患者数 （基準：年間200人以上）	**87.5%（7）**
緩和ケアチームの新規介入患者（基準：年間50人以上）	**100.0%（8）**

ゲノム医療連携病院の指定

現行の制度ではがんゲノム医療中核拠点病院等になるには、国が指定するがん診療連携拠点病院等もしくは小児がん拠点病院、又は小児がん連携病院の類型１－Ａである必要があるため、**要件を満たしている病院は現時点で無い。**

※がんゲノム医療中核拠点病院等のうちがんゲノム医療連携病院は、がん診療連携拠点病院等以外の病院であっても、急変時の入院体制やがん相談支援センターの整備等を条件として、指定を認める方針が検討されている。

東京都がん診療連携拠点病院の指定要件改正の考え方について

整備指針の「望ましい」要件のうち、今後、必須とされる見込みの要件の充足状況

指針の箇所	要件	要件区分	令和７年度
2　診療体制 (1)診療機能 ⑥それぞれの特性に応じた診療等の提供体制	医療機関としてのＢＣＰを策定している。	B	100.0%（8）
(2)診療従事者 ②専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置	放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師の人数 ※この要件のみ二人以上配置している施設数（少なくとも一人の配置が必須のため）	B	100.0%（8）
5　相談支援及び情報の収集提供 (1)がん相談支援センター ④	外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問（必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含む）することができる体制を整備している。	B	100.0%（8）
2　診療体制 (1)診療機能 ②手術療法、放射線療法、薬物療法の提供体制の特記事項	厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業（ＪＡＮＩＳ）へ登録している。	C	100.0%（8）
	画像下治療（ＩＶＲ）を提供している。	C	100.0%（8）
③緩和ケアの提供体制	緩和ケアの提供体制について緩和ケアチームへ情報を集約するために、がん治療を行う病棟や外来部門に、緩和ケアチームと各部署をつなぐ役割を担うリンクナースなどを配置している。	C	75.0%（6）
(2)診療従事者 ①専門的な知識及び技能を有する医師の配置	リハビリテーションに携わる専門的な知識および技能を有する医師の人数	C	100.0%（8）
②専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置	専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師のうち、がん薬物療法に関する専門資格を有する者の人数	C	100.0%（8）
	専任の細胞診断に係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する者のうち、細胞診断に関する専門資格を有する者の人数	C	100.0%（8）
	がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する理学療法士の人数	C	100.0%（8）
	がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する作業療法士の人数	C	100.0%（8）
	がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する言語聴覚士の人数	C	100.0%（8）

・要件に「はい」と回答した病院、基準となる実績を満たしている、一人以上配置していると回答した病院（）内は実数
・要件区分
「B」…整備することが望ましいとされるが、次期の指定要件の改定において、必須要件とすることを念頭に置いた要件
「C」…整備することが望ましいとされる要件

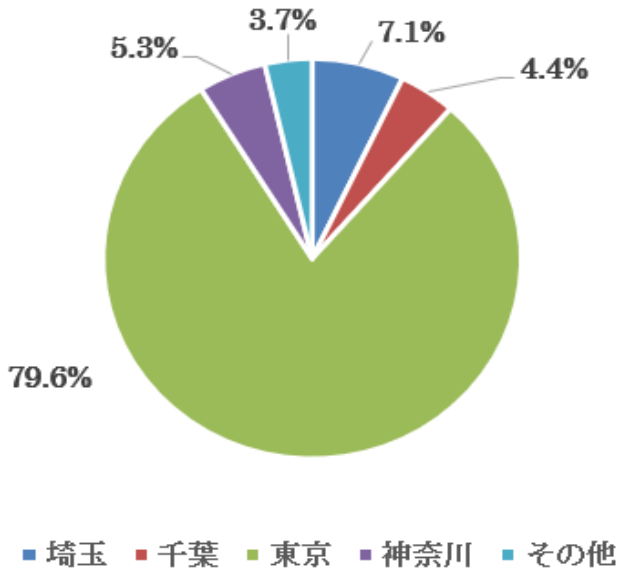
東京都における拠点病院の整備の考え方について

東京都における拠点病院の整備方針

・高度で専門的ながん医療を提供する全国トップクラスの病院が集積
・都外からの患者流入に加え、発達した交通網を背景として、二次保健医療圏を超えた広域的な受療行動
・患者数や医療需要が全国的に見ても突出している状況を踏まえ、都内全域におけるがん医療提供体制の必要量を算出、国が指定する「地域がん診療連携拠点病院」の不足を、都独自に「東京都がん診療連携拠点病院」を指定し体制を整備

項目	東京都	全国との比較
人口	1,426万人	全国の1/9
一日の推計がん患者数	26.9千人	全国の1/10
がん医療圏の平均人口	109万人	全国平均の2.9倍
拠点病院数	30病院 *国立がん研究センター中央病院を除く	全国の1/15

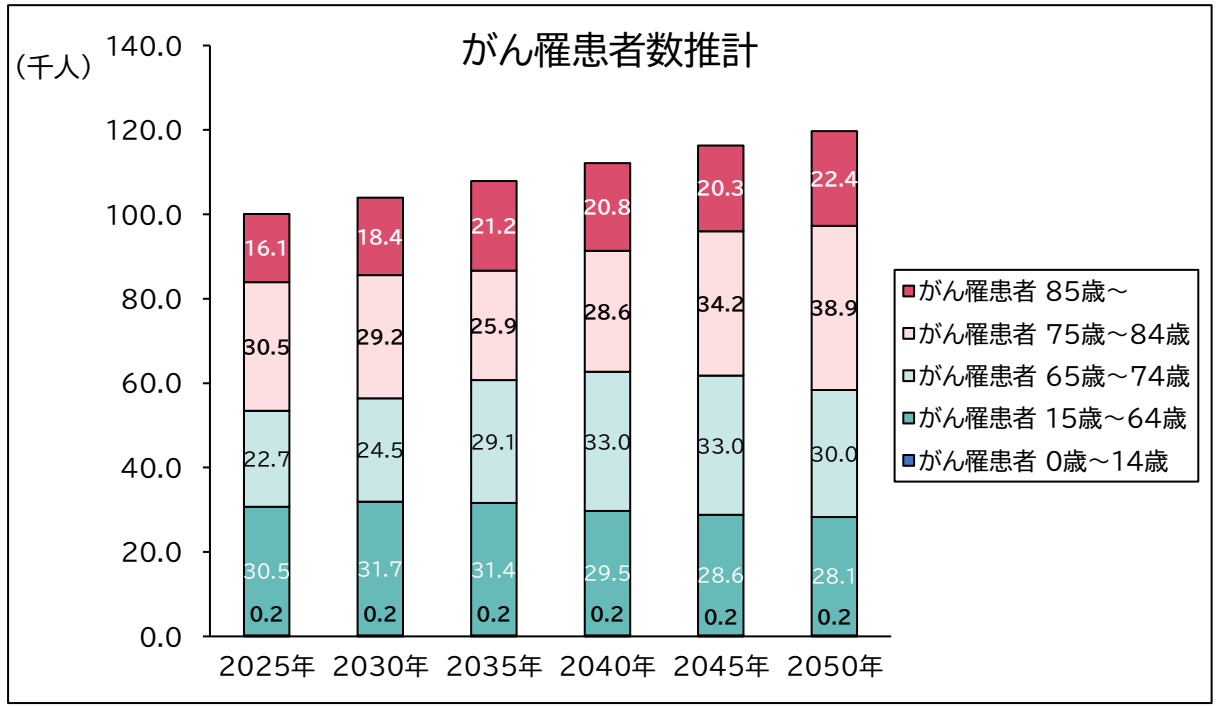
都内の病院における患者の住所地割合（2023年院内がん登録全国集計）

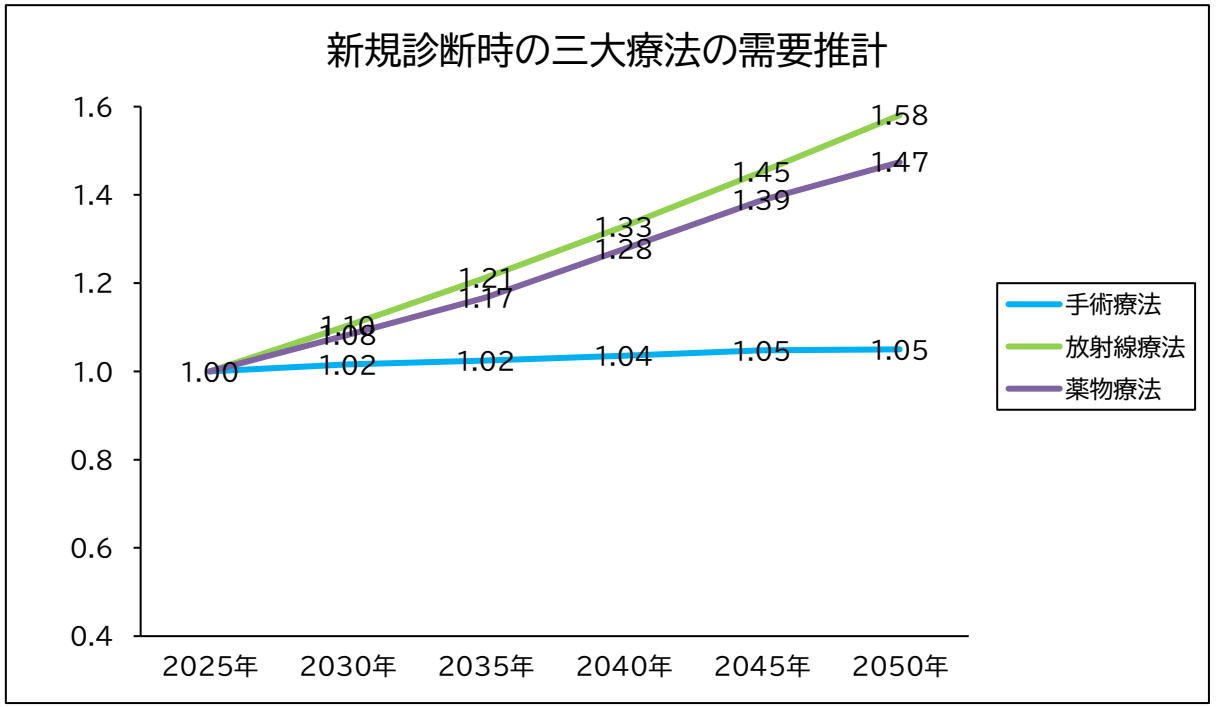


都道府県の推薦に基づき国が指定する「地域がん診療連携拠点病院」は、二次保健医療圏ごとの整備を原則とし、同一医療圏で複数指定する場合は、相乗効果が認められる場合としているが、都内には人口や患者数が極めて集中する医療圏が存在しており、こうした全国一律の整備の考え方が必ずしも実態に適合しない。

東京都における拠点病院の整備の考え方について

国の推計によると、今後も、東京都におけるがん罹患者数や三大療法（手術療法、放射線療法、薬物療法）の需要が引き続き全国平均を上回ることが見込まれている。





国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」と、全国がん登録における年齢階級別がん罹患率、院内がん登録における年齢階級別三大療法実施割合の推移を用いて、地域別のがん罹患者数及び新規診断時の三大療法別需要の推移を、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課にて推計

また、国は、新たな地域医療構想における圏域を設定するに当たっての考え方の参考として、がん医療については、各医療機能の実施状況を勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定すること。としている。

今後、国が進める「均てん化」と「集約化」の方向性を踏まえつつも、増加する医療需要に対応するためには、都全域で十分な診療体制を維持・強化していくことが重要

このため都全体の医療提供体制を踏まえながら、指定要件を満たす「東京都がん診療連携拠点病院」を「地域がん診療連携拠点病院」へ推薦を行っていく。